



## けんぽからのご案内

# ～「健康保険証」の廃止と みずほ健保の財政について～

日頃より当健保の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

けんぽニュースをお読みの皆さまに 2024 年度の健保に係る大きな 2 つのトピックスについてご説明致します。一つは 12 月に予定されている「健康保険証」の廃止でもう一つは前期高齢者納付金の制度変更等による当健保の財政への影響についてです。

まず組合員の皆さんが今ご利用されている「健康保険証」の新規発行は、2024 年 12 月 2 日より終了し「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行します。現在お持ちの「健康保険証」は、退職等で資格喪失にならない限り 2025 年 12 月 1 日までご利用いただくことができますが、「マイナ保険証」を使って受診しますと、ご本人が同意した場合のみではありますが、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有され、より適切な医療を受けることができます。また、限度額適用認定証がなくても高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要になるなどのメリットがありますので「マイナ保険証」への切替をお願い致します。詳細については 7 ～ 11 頁に記載しておりますので是非ご覧下さい。

次に 2024 年度は前期高齢者納付金の制度変更等により当健保の支出は大幅に増え長らく続てきた収支の黒字も 2024 年度以降維持出来なくなる見込みです。当健保としては、こうした状況も踏まえながらも何とか皆さまにお支払いいただく際に適用する保険料率を極力現行通り維持していけるよう、組合員の皆さんの健康増進に繋がる施策にこれまで以上に力を入れて行きたいと考えています。

当健保は、皆さまが健康であり続けることを最大の目的とし、各種の施策を展開しつつ財政の安定化にも対応して参ります。引き続き組合員の皆さまのご理解をお願い致します。

令和5年度決算組合会が7月26日に開催され、みずほ健康保険組合の令和5年度収入支出決算案が可決承認されました。その概要をお知らせいたします。

## 令和5年度 決算概要表

(単位：百万円)

一般勘定 収入		令和5年度 予算額	令和5年度 決算額	増減
健康保険収入（保険料等）		39,008	38,491	△ 517
調整保険料収入		695	683	△ 12
繰入金		2,035	42	△ 1,994
国庫補助金収入		41	594	552
診療所収入		833	761	△ 72
財政調整事業交付金		427	332	△ 95
雑収入		20	33	14
<b>収入合計</b>		<b>43,059</b>	<b>40,935</b>	<b>△ 2,124</b>
実体収入		41,098	40,935	△ 162
実体支出		41,392	40,386	△ 1,005
実体収支		△ 294	549	843

実体収入 = 収入合計 - 別途積立金繰入

実体支出 = 支出合計 - 予備費

介護勘定 収入		令和5年度 予算額	令和5年度 決算額	増減
介護保険収入		5,020	5,148	128
繰越金		250	250	0
雑収入		0	0	0
<b>収入合計</b>		<b>5,270</b>	<b>5,398</b>	<b>128</b>

● 決算の基礎数値

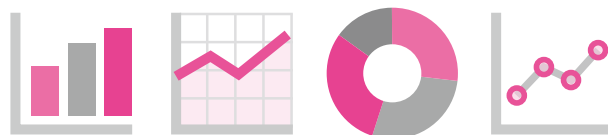
被保険者数	64,343人
平均標準報酬月額	497,458円
年間標準賞与総額	123,733,150千円
健康保険料率	79.0%（事業主 51.0%・被保険者 28.0%）
介護保険料率	16.80%（事業主 8.40%・被保険者 8.40%）

支出		令和5年度 予算額	令和5年度 決算額	増減
事務所費		450	369	△ 80
保険給付費		20,163	20,302	138
法定給付費		19,203	19,314	111
付加給付費		960	987	28
納付金		17,169	16,919	△ 251
保健事業費		1,221	927	△ 293
営繕費		5	1	△ 4
診療所費		1,514	1,118	△ 396
財政調整事業拠出金		695	670	△ 25
その他		176	81	△ 94
予備費		1,667	0	△ 1,667
<b>支出合計</b>		<b>43,059</b>	<b>40,386</b>	<b>△ 2,673</b>
収支差引		0	549	—

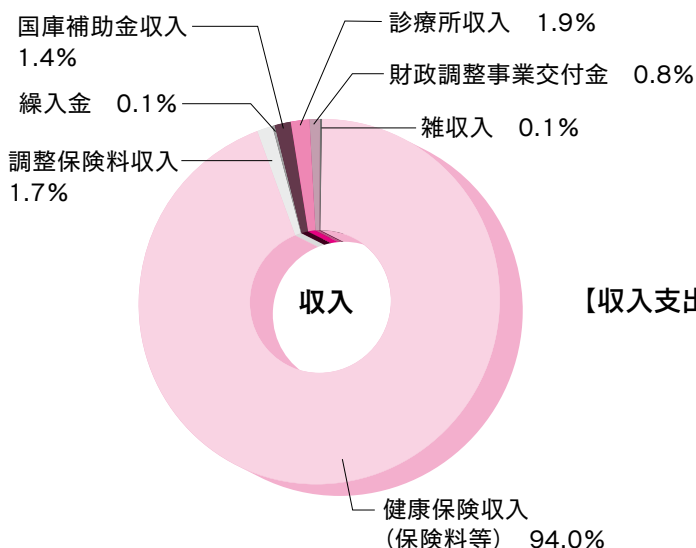
項目	令和4年度 末残高	令和5年度 末残高	増減
準備金残高	8,926	8,926	0
別途積立金残高	32,378	32,915	536

※四捨五入の関係により差異表示があります。

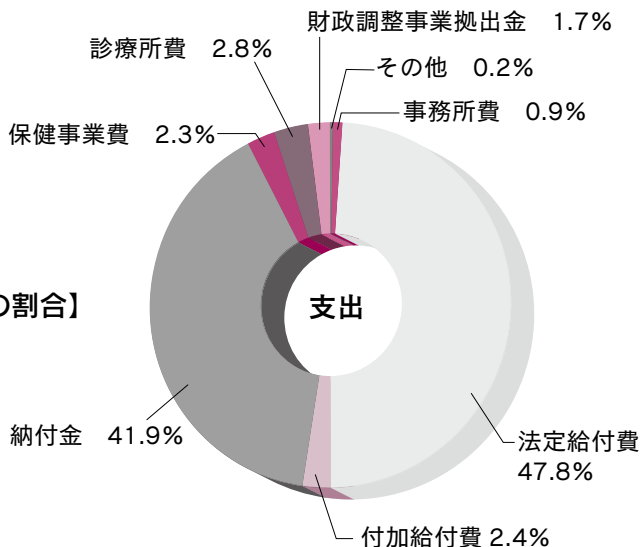
支出		令和5年度 予算額	令和5年度 決算額	増減
介護納付金		5,006	5,006	0
還付金		5	1	△ 4
予備費		259	0	△ 259
<b>支出合計</b>		<b>5,270</b>	<b>5,007</b>	<b>△ 263</b>
収支差引		0	391	—



## グラフで見る決算状況



【収入支出の割合】



被扶養者・任継・特退の方へ

年に一度はけんぽ共同健診を受診しましょう!!

受診予約に便利な機能ができました。

## みずほ健保のLINEアカウント 「みずほ健保de健康エール」をこ存じですか?

メニュー画面から気になる項目をタップ

お申し込みを忘れていてもリマインダー機能で健診のお知らせが届きます

耳寄りな情報や健康に良いストレッチやレシピなど楽しいコンテンツを配信

- ・常備薬の申し込み
- ・「歩こう」宣言! ※
- ・医療費明細
- ・健診結果の閲覧

MY HEALTH WEBのご利用は被保険者と被扶養配偶者のみです。  
※歩いたポイントでamazonギフト券ゲット!

みずほ健保の詳しい情報や健診制度についてはこちら

やり方が分からない方も安心♪お申し込み方法をわかりやすく表示

受診券発行やサイト内で健診機関の検索が可能!お申し込みサイトへ直接アクセス

この機会に是非お手持ちのスマホから「みずほ健保de健康エール」をお友達追加  
けんぽ共同健診を受診し健康な毎日を過ごしましょう

①下のQRコードを讀取



②お友達追加



③ユーザー登録



※保険証の記号・番号の入力が必要です。  
お手元にご用意ください。

操作は  
簡単

# 「医療費控除用通知」について

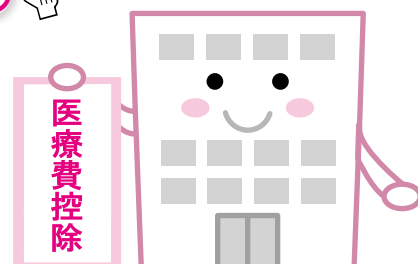
e-TAX 等で医療費控除の申告をする場合に利用可能な「医療費控除用通知」がみずほ健保 HP 上の KOSMO Web でダウンロードが可能で 2024 年分は 2025 年 1 月中旬から掲載予定です。



ログインして「医療費控除用通知」をクリック

「医療費控除用通知」データ内容は掲載時期によって変わります

データ掲載時期	医療機関・薬局等受診月
毎年 1 月中旬	前年 1 月～ 10 月受診
毎年 2 月中旬	前年 1 月～ 11 月受診
毎年 3 月中旬	前年 1 月～ 12 月受診



## 1 申告等に当たっての留意点

- ・医療機関等からの請求が遅延する分はデータ掲載時期も遅れます。
- ・医療費控除等の還付申告のみの方は例年3月15日を過ぎても申告を受け付けています。
- ・「医療費控除用通知」のダウンロード後のファイルには識別不能な文字列が含まれていますが、e-TAX 側へアップロード時に識別可能となりますので利用上の問題はありません。
- ・「医療費控除用通知」を印刷して添付で申告可能かどうかは[申告税務署](#)にご確認ください。

## 2 KOSMO WebのID・PWについて

- ・ID・PWがわからなくなった(過去にログイン実績あり)  
KOSMO Web トップページ左下「IDを忘れた方はこちらから」・「パスワードを忘れた方はこちらから」それぞれIDの再通知・仮パスワードの発行が可能です。
- ・IDがわからない(過去にログイン実績なく、健保から送られた仮ID・仮PWの案内はがきも紛失)  
「KOSMO Web ID・パスワード再発行依頼書」をご提出ください。  
→みずほ健保HP/申請書類一覧/給付/「KOSMO Web ID・パスワード再発行依頼書」  
またMHFG、MHBK、MHTB、MHRT、MHSC(共通プラットフォーム人事制度利用者)の方はWITHからの出力も可能です。

医療費控除申告の不明点(e-TAX 操作方法・修正方法・申告時期含む)は  
税務署にお問合せください。

# 被扶養者に係る異動の届出について

就職（パート・派遣先等での健保加入を含む※<sup>1</sup>）、結婚、離婚、死亡などの異動があった場合や被扶養者の年間収入が130万円（60歳以上または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は180万円）以上となる場合など、被扶養者に変更があった場合は、お手続きが必要です。

※<sup>1</sup> 年取130万円未満であっても、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大の要件に当てはまる方は被扶養者とはならず、自身で健康保険・厚生年金保険に加入することになりますので、みずほ健保の被扶養者からの削除手続きが必要です。

下記をご参照の上、手続き書類を事業主（勤務先）経由でご提出ください。（任意継続被保険者、特例退職被保険者の方は、直接、みずほ健保にご送付ください。）

主な変更理由	提出書類	提出期限
子どもなどが就職した	①被保険者・被扶養者変更届※ <sup>2</sup>	事由発生日から 5日以内
配偶者などがパート・派遣先等で健保に加入した	②就職（パート・派遣等）先の保険証コピー ③該当ご家族のみずほ健保の保険証	
子どもが結婚した	①被保険者・被扶養者変更届※ <sup>2</sup> ②該当ご家族のみずほ健保の保険証	
離婚した	①被保険者・被扶養者変更届※ <sup>2</sup> ②離婚日が確認できる書類のコピー ③該当ご家族のみずほ健保の保険証	
国内居住要件非該当	①被保険者・被扶養者変更届※ <sup>2</sup> ②該当ご家族のみずほ健保の保険証 ※状況に応じて書類の提出を求めることがありますので予めご了承ください。	

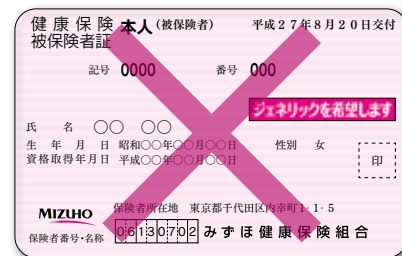
※<sup>2</sup> 「被保険者・被扶養者変更届」は、みずほ健保ホームページから印刷することができます。また、MHFG、MHBK、MHTB、MHRT（共通プラットフォーム人事制度利用者）所属の方はWITHからも印刷可能です。  
WITH → OPENTEXT → 人事事務手続・マニュアル（共通PF人事制度） → 03 マニュアル・様式（全社員向け） → 健康保険

## 加入資格を喪失したら保険証の返却を

退職などによりみずほ健保の被保険者、就職などで被扶養者の加入資格がなくなったときは、保険証をみずほ健保に返却しなければなりません。みずほ健保の保険証は、みずほ健保に加入している間のみ使用することができます。

返却をせずに保険証を使った場合、無資格受診になりますので、後日、医療費の返還請求を行います。

**資格喪失後「みずほ健保の保険証」は使えません！**



## 保険証は資格喪失後、5日以内に返却を

被保険者が資格を喪失すると、被扶養者のご家族も保険証を使えなくなります。保険証はまとめてご返却いただきますようご協力をお願いします。

健康保険高齢受給者証や健康保険限度額適用認定証等がお手元にある場合は保険証と併せてご返却ください。

### 【ご返却先】

MHFG、MHBK、MHTB、MHRT、その他の会社…事業主（勤務先）経由でご返却ください。（被扶養者の手続きについては上の表をご参照ください。）

任意継続被保険者・特例退職被保険者の方も、資格喪失後5日以内にご返却が必要です。該当の方は直接みずほ健保にご返却ください。

健康保険法施行規則で、被保険者は「資格喪失後5日以内に保険証を返却する」ように、事業主は「遅滞なく保険証を回収して健保（保険者）に返納する」ように定められています。

**2021年10月からスタートしたオンライン資格確認（受診者の保険証やマイナンバーカードにより医療機関等が最新の資格情報を確認できる仕組み）の実効性を確保するためにも、法令に沿った保険証の返却・回収が必須となりますので、ご協力をお願いします。**

# ★保険証は2024年12月2日に廃止となります★

## ★マイナ保険証の登録・利用をお願いします★

■現行の健康保険証の発行については、2024年12月2日より終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行します(※)。

※2024年12月2日時点で有効な健康保険証は、最大1年間有効とする経過措置が設けられています。(経過措置期間中に発行済保険証の有効期間が到来した場合や、転職などで保険者の異動が生じた場合は失効します。)マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などには2025年12月2日までに資格確認書を発行します。資格確認書を医療機関等に提示することで、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通り保険診療を受けることができます。(従来の健康保険証の使用期限が切れる前にお届けする予定です。)

■「マイナ保険証」の利用登録がお済みでない方はこの機会にご登録とご利用をお願いします。(当健保組合の「マイナ保険証」利用登録割合は2024年5月現在で60.3%)

「マイナ保険証」に関する情報は、みずほ健保HPの「お知らせ」で順次更新していきますのでご参照ください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用(「マイナ保険証」)するためには、マイナポータル等からの申込みが必要です(健保組合では登録の手続きができません)。

詳細は次頁のリーフレット、マイナポータルHPまたは以下のフリーダイヤルへお問い合わせください。

※マイナンバー総合ダイヤル：0120-95-0178

※「マイナ保険証」を利用できる医療機関・薬局(厚生労働省HP)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

※マイナンバーカードの健康保険証利用について(マイナポータルHP)  
[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

※マイナンバーカードをお持ちでない方はこちらをご参照ください  
(地方公共団体情報システム機構【J-LIS】HP)  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

### 特例退職被保険者制度に加入している被扶養者の検査確認について

今年度よりマイナンバー法に基づく情報連携を使用し、当健保にて検査確認を実施する予定です。

令和6年度(令和5年分)の所得が確認できなかった方や、健康保険法上の扶養範囲を超える年間収入130万円(60歳以上または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がいがある場合は180万円)以上が確認された方などが対象です。



Q

## なぜ、マイナ保険証によるオンライン資格確認が必要なの？

マイナンバーカードを置いて本人確認



A

## 保険証の不正使用の防止や医療従事者の業務負担軽減につながります

マイナ保険証によって迅速な本人確認を行い、ご加入の健保組合におけるあなたの資格情報を把握し、なりすましや不正利用を防止したり、医療機関等の業務効率化を図ることができます。持続可能な医療保険制度を目指していくことにご理解とご協力をお願いいたします。

マイナンバーカードの使い方の詳細は右の二次元バーコードからご確認ください。

厚生労働省作成動画 ▶【どうやって使うの？実践編】



手続きは簡単!

## マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは？

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

### 保険証利用の登録はここでできます

スマホで簡単!



<実証ベータ版> <正式版>

マイナポータル



受診時に簡単にできます!

医療機関窓口のカードリーダー



セブン銀行ATM

カードをかざし、4ケタの暗証番号を入れるだけ!



市区町村の窓口

マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告や給付の申請にもご活用いただけます。

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は右の二次元バーコードからご確認ください。

厚生労働省作成動画 ▶【どうやって申し込むの？今すぐできる!簡単申込み編】



マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得しましょう。

マイナンバーカード総合サイト▶



## 📣 健保組合からお伝えしたいこと

健保組合では、誤登録再発防止のため、マイナンバー紐づけ登録時に、本人確認のため氏名・生年月日に加え住民票住所まで正確に確認する再発防止策を講じています。これらの対策により安心・安全にマイナ保険証がご利用いただけます。医療機関で受診する際には、マイナ保険証をご利用ください。当組合の全加入者がマイナ保険証を利用することで、健保組合の事務効率化が図られ、適切な保険料利用につながります。保険証の利用登録がお済みでない場合は、本リーフレットを参考に早めに利用登録をお願いします。

参考 保険証の利用登録の状況 (令和6年5月時点)

当健保組合加入者の  
保険証の利用登録の割合 **60.3%**

保険者が行っている安心、安全のための対応策について、動画をご覧ください。

デジタル庁作成動画 ▶【報告と対策】



当健保組合は加入者の皆さまの健康増進を図り、良質で効率的な医療を受けられるよう、加入者の皆さまの安心・安全実現のために努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

# マイナンバーの下4桁の確認および 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2月から現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みになりますので、以下の①、②についてご協力をお願いいたします。



## ① マイナンバーの下4桁をご確認ください

当健保組合に登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認をお願いします。



資格情報のお知らせ(左記イメージ)は10月末までに、ご勤務先経由で配布される予定です。

(任職・特退の方はご自宅に特定記録郵便により郵送されます。)

誤りがあった場合は、お手数ですが本冊子裏表紙に記載の適用チーム各お問い合わせ先までご連絡ください。

(裏)



マイナンバーは、  
マイナンバーカードの  
裏面に記載されています。

※マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カードなどで確認することができます。

## ② 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください

保険証は、令和7年12月1日まで使用することができますが、マイナ保険証に切り替えることで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、速やかに取得いただきますようお願いいたします。

なお、従来の保険証と同様、マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。

ただし、「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関(高齢の医師等の医療機関)を受診するときなど、マイナ保険証が使えない場合に備えて、フローチャートを参考にマイナポータル上の資格情報画面 または 資格情報のお知らせをご用意いただきますようお願いいたします。

### マイナ保険証が使えない場合に備えるためのフローチャート

#### ステップ1

マイナンバーカードと  
スマホを持っている



Yes

【お願い】

マイナポータル上の資格情報画面をスマホにダウンロードしてください。

▶ ダウンロードするためには、マイナ保険証の利用登録の手続きが必要となります。ダウンロード方法は、裏面を参照してください。

NO

#### ステップ2

マイナンバーカードは持っている  
が、スマホを持っていない



Yes

【お願い】

資格情報のお知らせ(様式の右下を切り取ったもの)をマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

▶ 切り取った資格情報のお知らせを紛失・棄損した場合は、令和6年12月2日以降に「資格情報のお知らせ交付申請書」をご提出ください。

NO

#### ステップ3

マイナンバーカードを  
持っていない



Yes

【お願い】

マイナンバーカードの取得にご協力をお願いします。

▶ マイナ保険証の取得が困難な方については、令和7年12月2日までに資格確認書を交付します。それまでの間は、保険証をご活用ください。



マイナンバーカードを取得すれば、医療機関等の窓口でもマイナ保険証の利用登録手続きができます。マイナ保険証をお持ちでない場合は、まずマイナンバーカードを取得いただきますようお願いいたします。



## マイナポータル資格情報画面のダウンロード方法

マイナ保険証とスマートフォンをお持ちの場合は、以下の順にマイナポータルの資格情報画面をダウンロードしてください。

【手順1】通知書に記載されたQRコードを読み取ります。



【手順2】マイナポータルにログインします。



ログイン後トップページの「健康保険証」を選択します。

【手順4】資格情報画面のダウンロード完了。



【手順3】「端末に保存」を選択します。



## よくあるご質問

Q1: マイナポータルの資格情報画面または資格情報のお知らせのみで保険診療を受けられるのですか？

A1: マイナポータルの資格画面や資格情報のお知らせだけでは、保険診療を受けられません。オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関を受診する際は、マイナ保険証と一緒に窓口に提示いただきますようお願いいたします。

Q2: 資格情報のお知らせは、必ず携帯しなければならないのですか？

A2: マイナポータルの資格情報画面をダウンロードした場合は、資格情報のお知らせを携帯する必要はありません。マイナポータルの資格情報画面をダウンロードしたスマホは必要です。

Q3: 保険証の廃止後、保険給付の請求に必要な記号、番号はどのように確認するのですか？

A3: 保険給付の請求時に必要な記号・番号は、マイナポータルの資格情報画面や資格情報のお知らせで確認することができます。

# からだの相談・こころの相談

健康、メンタル、育児、高齢者ケア等の相談をお受けしています。

## ● 国内からの電話でのご相談

 **0120-606-116**

日時予約をしたい方は、アプリ版「みんなの家庭の医学」をダウンロードしご予約のうえご相談ください。

## ● 海外からの電話でのご相談

アプリ版「みんなの家庭の医学」をダウンロードしご予約のうえご相談ください。



## ● インターネットでのご相談(国内・海外共通)

アプリ版又はWEB版「みんなの家庭の医学」の登録が必要です。詳しくはみずほ健保HPをご覧ください。

アプリダウンロードは  
こちら→

AppStore

Google Play



ユーザー登録方法は  
みずほ健保HPをご覧ください。

## ● からだの相談時間 24時間365日

## ● こころの相談時間

平日 9:00～21:00  
土曜 10:00～18:00  
日・祝・1/1～1/3は休み

みずほ健保の各種お問い合わせは、下記にお願いいたします。

**受付時間** 平日 9:00～17:00

### 適用 → 加入・脱退・保険証に関するもの

- MHFG、MHBK、MHTB、MHRT ☎ 03-6626-2739
- その他の会社 ☎ 03-6626-2740
- 特例退職被保険者 ☎ 03-6626-2741
- 任意継続被保険者 ☎ 03-6626-2742

- 医療費・限度額認定証等 ☎ 03-6626-2735
- 出産・埋葬・治療用装具等 ☎ 03-6626-2736
- 各種健診関係 ☎ 03-6626-2744
- 保健指導等 ☎ 03-6626-2745
- 総務 けんぽニュース ☎ 03-6626-2748

### 事業所

#### ● 事業所の編入

Japan Blue M&A アドバイザリー(株) 東京都港区 6.4.1

#### ● 事業所の廃止

みずほ EB サービス(株) 6.1.1  
(株)J.Score 6.4.1

### 公告

理事長が交代いたしました 6.4.5 新理事長 横張 秀哉  
前理事長 人見 誠

組合会議員の交代 異動等により議員の交代がありました(敬称略)

		新任	退任	
■ 選定理事	(株)みずほフィナンシャルグループ	安藤 慶昭	村田 浩一	6.4.1
■ 選定議員	(株)みずほフィナンシャルグループ	大村 定雄	平野 慎治	6.4.1
	(株)みずほフィナンシャルグループ	小松 みのり	横張 秀哉	6.4.1
	(株)みずほフィナンシャルグループ (監事)	関根 貴広	(監事)田尻 明彦	6.4.26
■ 互選議員	みずほ証券(株)	井上 涉	安藤 慶昭	6.4.15

#### 事業の委託業者について

各種保健事業の実施にあたっては、以下の事業者へ業務委託を行います。

(株) ai-Health、(株)アーテム、(株)イーウェル、(株)エス・エム・エス、(株)エム・エイチ・アイ、ガリバー・インターナショナル(株)、(株) Cure App、(株) QOLeal、(株)サンプリ、(株)法研、(株)保健同人フロンティア、みずほリサーチ&テクノロジーズ(株) (五十音順)

#### 個人情報保護管理体制について

個人情報の取扱に関しては、「個人情報の保護に関する法律」等諸法令、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」等の厚生労働省通知、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の関係省庁の作成した各種ガイドライン、及びみずほ健保の「個人情報保護管理規程」やプライバシーポリシー等に基づき、適正かつ厳格に管理運用いたします。

また、個人情報処理を含む業務を委託する場合には、必要な個人情報保護対策を取り、委託先監査等を通じて個人情報の保護に万全を期します。